

1 事業名

所沢市立学校給食センター設置及び管理条例の一部改正

2 事業の概要

老朽化した第 3 学校給食センターを廃止し、旧第 2 学校給食センターの跡地に新たな学校給食センターを設置することに伴い、施設の名称及び所在地について、所要の改正を行うものである。

3 他自治体の類似する政策等

他の自治体においても、条例に規定する施設等を設置し、又は廃止する場合には、同様の条例改正を行っている。

4 市民参加の実施の有無とその内容

なし

5 関係法令、基本計画との整合性

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

6 事業費及びその財源等

なし

7 その他

添付資料

- ・新旧対照表

新

旧

議案第 8 3 号 所沢市立学校給食センター設置及び管理条例の一部を改正する条例

(名称及び位置)

第 3 条 学校給食センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
略	
所沢市立第 2 学校給食センター	所沢市大字中富 1 8 6 2 番地の 1

(名称及び位置)

第 3 条 学校給食センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
略	
所沢市立第 3 学校給食センター	所沢市大字下富 8 6 6 番地の 1